

# 65歳以上の方の 介護保険料のお知らせ

平成25年度の介護保険料は4月1日現在の世帯における住民税の課税状況等によって7月に確定します。

このため、保険料が確定するまでの納付方法は、次のとおりとなります。

## ■特別徴収（年金天引き）

4・6・8月の納付額は、平成25年度の住民税の課税状況が確定していないため、平成24年度2月と同額を天引きするようになります。（8月から保険料が変更になる場合もあります）

## ■普通徴収（納付書・口座振替）

4月から7月までは平成25年4月1日（賦課期日）現在の世帯の状況と、平成24年度住民税の課税状況等により算定した保険料を暫定的に納付することになりますので、送付される納付書または口座振替により納付してください。

平成25年度仮算定額の納入通知書は、4月中旬頃に送付します。

■4月2日以降に65歳になる方  
介護保険料の通知書を65歳になる月の翌月に送付します。

徴収方法は普通徴収となります。

すので、送付される納付書または口座振替により毎月納付してください。

年金からの天引きが開始されるのは、65歳到達からおおむね6カ月後からとなります。

## □口座振替が便利です

手続きは、納入通知書に同封されている申込書に記入してポストに投函するだけです。

## ■介護保険料の減免があります

火災などの特別な事情により、保険料の納付が困難な場合は、保険料徴収を猶予したり、減免等の制度があります。

また、保険料段階が特例第3段階および第3段階の方を対象とした減免制度もあります。こちらの申請は、7月下旬から受けれます。市の介護保険窓口、または佐賀中部広域連合で申請してください。

## ◎問い合わせ先

佐賀中部広域連合 業務課  
40-1135

神崎市役所 高齢障がい課

37-0111

## ■平成25年度 65歳以上の方の段階別介護保険料額

| 保険料段階  | 対象者   | 算式       | 保険料                       |
|--------|---|----------|---------------------------|
| 第1段階   | 生活保護を受給している方。または、世帯全員の住民税が非課税で老齢福祉年金を受給している方              | 基準額×0.5  | 年額31,620円<br>(月額2,635円)   |
| 第2段階   | 世帯全員の住民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円以下の方               | 基準額×0.5  | 年額31,620円<br>(月額2,635円)   |
| 特例第3段階 | 世帯全員の住民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が120万円以下の方              | 基準額×0.66 | 年額41,736円<br>(月額3,478円)   |
| 第3段階   | 世帯全員の住民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が120万円超える方              | 基準額×0.75 | 年額47,436円<br>(月額3,953円)   |
| 特例第4段階 | 本人の住民税が非課税の方で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円以下の方(世帯に課税者がいる場合)  | 基準額×0.91 | 年額57,552円<br>(月額4,796円)   |
| 第4段階   | 本人の住民税が非課税の方で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円を超える方(世帯に課税者がいる場合) | 基準額      | 年額63,240円<br>(月額5,270円)   |
| 第5段階   | 本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が125万円未満の方                        | 基準額×1.16 | 年額73,356円<br>(月額6,113円)   |
| 第6段階   | 本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方                 | 基準額×1.25 | 年額79,056円<br>(月額6,588円)   |
| 第7段階   | 本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方                 | 基準額×1.5  | 年額94,860円<br>(月額7,905円)   |
| 第8段階   | 本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方                 | 基準額×1.75 | 年額110,676円<br>(月額9,223円)  |
| 第9段階   | 本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が600万円以上の方                        | 基準額×2.0  | 年額126,480円<br>(月額10,540円) |

※月額、年額を12分の1した金額で、本人へ送付する通知書に記載されている金額とは異なります。

有料広告

## 司法書士 福田事務所

相続・売買・贈与などの登記 商業・法人登記  
その他、お気軽にご相談ください。

## 司法書士 福田良嗣

神崎市神崎町本堀 3187 番地 3

(旧 松永嶺子事務所)

☎ 0952-53-5105  
FAX 0952-53-2713



## 昌普久苑 しょうふくえん

特別養護老人ホーム  
ショートステイ  
ケアハウス  
居宅介護支援事業所

☆介護でお困りの方、ご相談ください。

社会福祉法人守屋福祉会  
神崎市脊振町鹿路2290-6  
TEL 0952-51-9111

スタッフ募集

有料広告

## 4月から「国民健康保険証」が変わりました

「保険証」と「高齢受給者証(70歳～74歳対象)」、「特定健診受診券(40歳～74歳対象)」をひとつにしました

保険証で高齢者の一部負担割合と特定健診受診券番号が確認できます。

- 4月から特定健診(個別健診)を受けることができます。
- 高齢者の方は、保険証で負担割合が確認できます。今までの「高齢受給者証」は必要ありません。なお、7月に前年中の所得(当年度の市民税課税所得)をもとに、8月から翌年7月までの負担割合を決定します。
- この結果、負担割合が変更となる方には、7月に新しい保険証を送付します。

◎問い合わせ先 神崎市役所 市民課 ☎37-0115

### ▼記載面(内側)

② 国民健康保険被保険者証  
兼高齢受給者証  
交付年月日 平成25年 4月 1日  
有効期限 平成26年 3月31日

記号番号 神埼 10009999  
資格取得年月日 平成10年 4月 1日  
住所 佐賀県神埼市神埼町神埼1-2-3 番地 45678

③ 一部負担金割合 1割(平成25年 4月 1日から)

④ 特定健診受診券  
受診券番号

保険者番号 410100 神崎市  
佐賀県神埼市神埼町神埼410番地 092-37-0115

この証は、高齢受給者証及び特定健診受診券も兼ねています。

### ▼表紙面

「国民健康保険被保険者証」  
兼「高齢受給者証」  
兼「特定健診受診券」

神 埼 市

理事長 岩崎 隆雄 事務長 岩崎 隆雄

○注意事項  
1. 被保険者の資格がなくなったときは、速やかにこの証を廃止してください。  
2. この証の記載事項に変更がある場合は、4日以内に、この証を廃止して新しい証を提出してください。  
3. 本人が、この証を提出するときは、この証を提出する旨を記載してください。  
4. 本人が、この証を提出するときは、この証を提出する旨を記載してください。  
5. 本人が、この証を提出するときは、この証を提出する旨を記載してください。

⑤ 「臓器提供意思表示欄」を設けました。

### 新しくなった点

- ① 2つ折りにして文字を大きくしました。
- ② 70歳～74歳の方の保険証は、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」となっています。
- ③ 高齢受給者証の「一部負担金割合(自己負担割合)」を表示しました。
- ④ 「特定健診受診券」を兼ねています。
- ⑤ 「臓器提供意思表示欄」を設けました。(記入を義務付けるものではありません)

## 乳がん検診・骨粗しょう症検診は予約が必要です

乳がん・骨粗しょう症検診は、検診の精度管理のため、1日あたりの人数に制限があります。事前に依頼した「各種検診申込書(世帯別基礎調査票)」の記入とは別に希望日程の予約をお願いします。  
※がん検診は、国民健康保険加入者以外の方も受診できます。

### ○受付期間

4月3日(水)～12日(金)  
※土日を除く

### 乳がん検診<要予約>

1日50人(40歳代10人、50歳以上40人)

- とき・ところ(受付 8:30～10:00)  
千代田町保健センター  
平成25年4月18日(木)～20日(土)、22日(月)  
平成26年1月16日(木)、17日(金)  
神埼町保健センター  
平成25年4月25日(木)、26日(金)  
※4月26日(金)は夜間検診も行います。  
平成25年6月2日(日)～6月6日(木)  
脊振公民館  
平成25年6月16日(日)
- 対象(平成26年3月31日現在)  
40歳以上の女性(S48.4.1生～)  
2年に1回の受診をお勧めしています。昨年、乳がん検診を受診されていない方は、この機会にぜひ受診してください。
- 自己負担額  
40歳代:1,500円 50歳以上:1,000円

### 骨粗しょう症検診<要予約>

1日100人

- とき・ところ(受付 8:30～9:00)  
千代田町保健センター  
平成25年4月20日(土)  
神埼町保健センター  
平成25年4月26日(金)  
※4月26日(金)は夜間検診も行います。
- 対象(平成26年3月31日現在)  
40歳:S48.4.1～S49.3.31生  
45歳:S43.4.1～S44.3.31生  
50歳:S38.4.1～S39.3.31生  
55歳:S33.4.1～S34.3.31生  
60歳:S28.4.1～S29.3.31生  
65歳:S23.4.1～S24.3.31生  
70歳:S18.4.1～S19.3.31生
- 自己負担額 500円

※詳しくは、ホームページまたは、全戸配布の「各種検診申込書(世帯別基礎調査票)」に同封しているチラシをご覧ください。

◎申込・問い合わせ先 神崎市役所 保健環境課 ☎51-1234

# 予防接種の制度が変わりました



## ◆子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンが法に基づく「定期の予防接種」となりました

対象者は、予防接種を受けるよう努めなければならないこととされています。

| 種類          | 対象年齢          | 標準的な接種期間       | 備考   |
|-------------|---------------|----------------|--|
| 子宮頸がん予防ワクチン | 小6～高1相当の女子    | 中1             | ワクチンが2種類（2価・4価）あります。どちらかを選択し、同一のワクチンを3回続けて接種します。 |
| ヒブワクチン      | 生後2か月～5歳に至るまで | 生後2か月～7か月に至るまで | 接種開始年齢により、接種回数が異なります。                            |
| 小児用肺炎球菌ワクチン | 生後2か月～5歳に至るまで | 生後2か月～7か月に至るまで | 接種開始年齢により、接種回数が異なります。                            |

※詳細については、「平成25年度神崎市予防接種カレンダー」をご覧ください。

## ◆BCGワクチンの接種対象年齢が、生後1歳までに拡大されました

| 種類   | 変更前              | 変更後   |
|------|------------------|---|
| 対象年齢 | 生後3か月～生後6か月に至るまで | 生後3か月～生後1歳に至るまで<br>※標準的な接種期間<br>生後5か月～生後8か月に達するまで |

## ◆麻しん風しん第3期・第4期予防接種が終了しました

麻しん排除のため、5年間の時限措置として平成20年度から実施してきた第3期および第4期（中1および高3相当対象）の予防接種が、平成24年度をもって終了となりました。

## ◆長期の疾病等で定期接種の機会を逃した方も接種できます

免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病にかかっていたことなどの特別の事情により定期接種の機会を逃したと認められる方について、接種可能となった時から原則2年間、予防接種の機会を確保することとなりました。対象となる方は下記まで問い合わせください。

## ◆小学生までのお子さんは、保護者の同伴ができない場合、「委任状」が必要です

予防接種を受ける際は、原則、保護者の同伴が必要です。祖父母が同伴する場合も「委任状」が必要となります。「委任状」は保健センターにあります。郵送もできますので、ご連絡ください。

◎問い合わせ先 神崎市役所 保健環境課（神崎町保健センター） ☎51-1234

## 平成25年度も 妊婦歯科健診を実施します

神崎市では昨年度から、妊婦を対象とした歯科健診を市内の委託医療機関で、無料で実施しています。



妊娠中は、つわりや女性ホルモンの影響でむし歯や歯周病がおきやすくなり、放置すると、早産や低体重児出産のリスクが高まります。また生まれたお子さんにむし歯菌をうつすことがあります。

自身の健康と安全な出産、生まれてくるお子さんのために、妊婦さんはもちろん、ご家族も一緒にこの機会にぜひむし歯や歯周病の早期発見・治療を行いましょ。

### ◎問い合わせ先

神崎市役所 保健環境課 ☎51-1234

### 委託医療機関

|                            |                         |
|----------------------------|-------------------------|
| 古賀歯科医院<br>☎52-1647         | 福島デンタルクリニック<br>☎52-2268 |
| こばやし歯科医院<br>☎55-6030       | 船津歯科医院<br>☎52-1391      |
| しばた歯科医院<br>☎55-9118        | 江頭歯科医院<br>☎44-5523      |
| 泉福歯科医院<br>☎52-2839         | 大槲歯科矯正歯科医院<br>☎44-5475  |
| なかはら歯科医院<br>☎53-1849       | 中村歯科医院<br>☎44-2992      |
| 永原歯科医院<br>☎52-2970         | 中山歯科医院<br>☎44-4147      |
| 神崎市国民健康保険脊振診療所<br>☎59-2321 |                         |

# 患者が急増しています 風しんに注意しましょう！

関東地方を中心に風しんが急増しており、今年に入ってから報告数も昨年と同時期と比べて約20倍となっています。

佐賀県では、平成24年に1名発症し、平成25年（2月末現在）は未発症ですが、今後広がる恐れもあるため注意しましょう。

妊婦が風しんにかかると、胎児が風しんウイルスに感染し、難聴、心疾患、白内障など障がいのある赤ちゃんが生まれる可能性があります。

また、大人が感染した場合は、発熱や発疹の期間が小児に比べて長く、関節痛がひどいこともあり、1週間以上仕事を休まなければならない場合もあります。流行を防ぐため、下記の方は予防接種を受けましょう。

## 定期予防接種対象者

1期・・・1歳～2歳に至るまで  
2期・・・就学前1年間にある児

## 妊婦への感染を抑制するため

①妊婦の夫、子どもおよびその他の同居家族

②10代後半から40代の女性

（特に妊娠希望の方、または妊娠する可能性の高い方）

③産褥早期の女性

※予防接種を受けたことがある、または抗体が陽性であると確認できた方は除きます。

## 問い合わせ先

神崎市役所 保健環境課（神埼町保健センター）  
☎51-1234



## 不妊治療の助成を行っています

神崎市では、不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を助成しています。治療をお考えの方はお気軽にご相談ください。詳しくご説明します。



### ○助成対象となる治療

夫婦間で行う健康保険が適用されない人工授精、体外受精（凍結胚の移植を含む）、顕微授精（凍結胚の移植を含む）。

### ○助成対象者

婚姻届を行った夫婦で、次のすべてに該当するもの。

- ・人工授精・体外受精・顕微授精以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないか、または極めて少ない夫婦と医師に診断されていること。
- ・夫または妻のいずれか一方または両方が、1年以上神崎市に居住していること。
- ・夫および妻の前年の所得の合計額が730万円未満であること。

### ○助成金額

医療機関に支払った助成対象治療費の費用に10分の7を乗じて得た額から、佐賀県不妊治療支援事業による助成金額等を差し引いた額。ただし、初年度につき20万円、次年度以降は1年度あたり10万円を限度とします。

○助成期間 通算して5年間

### ○申請期限

【平成25年度の治療分】平成26年3月31日（月）まで  
※平成25年2月1日から3月31日までの治療終了分の助成は、4月30日（火）まで申請を受け付けます。  
早めの申請をお願いします。

### ○申請・問い合わせ先

神崎市役所 保健環境課（神埼町保健センター）  
☎51-1234

## 産科医療補償制度をご存知ですか

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的としています。

### ○問い合わせ先

産科医療補償制度専用コールセンター ☎03-5800-2231  
（受付時間：9：00～17：00、土日祝日除く）

産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>

神崎市役所 高齢障がい課 ☎37-0111

### ○申請期間

児の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日まで

### ○補償対象

平成21年1月1日以降に出生した児で、次の基準をすべて満たす場合

①在胎週数33週以上で出生体重2,000g以上、または在胎週数28週以上で所定の要件

※所定の要件とは、臍<sup>さい</sup>帯動脈血中の代謝性アシドーシス（酸性血症）、または胎児心拍数基線細変動の消失等の低酸素状況を示す所見があることです。

②身体障害者手帳1・2級相当の脳性麻痺

③先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺

# まちづくりの市民活動を支援します

市民の主体的な参画によるまちづくりを推進していくため、市民の自主的かつ公益性のある活動を行う団体に補助金を交付し、支援します。

## ○補助対象団体

- 次に掲げる全てに該当する団体
- 5人以上の構成員を有し、代表者および主たる構成員が神埼市民である団体
- 神埼市内に事務所を置き、かつ市内で活動している団体
- 政治活動、宗教活動を主たる目的としない団体
- 定款、規約または会則を有し、自主的かつ積極的にまちづくり活動を推進する団体

## ○補助対象活動

地域の活性化、市と協働のまちづくりに貢献する公益性のある活動

## (例)

- 地域のイメージアップを図るもの
- 地元産品を活用し、地元産業の活性化を図るもの
- 地域の自然および歴史環境を活用したものなど

## ○補助金の額

- 補助対象経費の3分の2以内とし、20万円を限度(ただし、予算の範囲内とする)
- 1団体への補助は3年間を限度

## ○応募締切日

4月30日(火)

## ○申請書設置・提出先

- 神埼市役所 市長公室
- 千代田支所 総合窓口課
- 脊振支所 総合窓口課

※市のホームページにも掲載しています。申請書類等をダウンロードできます。

## ◎問い合わせ先

神埼市役所 市長公室  
☎3710102

## 中間支援組織の紹介

### CSO活動の助言や支援を行っています

佐賀県内には13箇所<sup>かみさちかん</sup>の中間支援組織があり、そのうちの1箇所が神幸館(三丁目)にある「CSOかんざき」です。

「CSOかんざき」では、さまざまなCSO活動を支援するため、情報提供や助言等を行っています。



「CSO運営について相談したい」、「他のCSOと情報交換を行いたい」、「ボランティアをしたいけどどうしたらいい?」など、CSO活動についてのお悩みは「CSOかんざき」にご相談ください。

※CSO・・・Civil Society Organizations(市民社会組織)の略で、NPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体も含む呼称です。

### CSOかんざき

神埼市神埼町神埼463-1

☎20-2510

# 災害情報をより確実に

防災行政無線の補完機能で放送内容が確認できます。

## ①電話案内サービス

☎5111260に電話をかけると放送された内容が確認できます。

## ②ぶんぶんテレビでのテロップ表示

※通話料がかかります。  
ぶんぶんテレビでのテロップ表示  
ぶんぶんテレビに加入されている方は、市民チャンネル(11チャンネル)でテロップやデータ放送での緊急情報を確認することができます。

## ③防災メールの配信

携帯電話またはパソコンのメールアドレスを事前に登録していたら、緊急情報をメールで配信します。

## ④防災WEB(ホームページ)の開設

※登録方法は「防災メール登録方法」をご確認ください。  
放送された内容や防災に関する情報が確認できます。



## 防災メール登録方法

### 【登録方法 その1】

携帯電話にバーコードリーダー機能がある場合は左側の「QRコード」からアクセスし、案内に従い登録してください。



### 【登録方法 その2】

左記へアクセスし、登録してください。

<http://www.bousai.city.kanzaki.saga.jp/mail/pub/>

返信メールが受信できない時は、着信拒否の設定「ドメイン指定受信」(bousai.city.kanzaki.saga.jp)の確認を行ってください。

「ドメイン指定受信」の設定方法は各端末会社へお問い合わせください。

## ◎問い合わせ先

神埼市役所 防災危機管理課  
☎3710104

# 納めて安心！国民年金 国民年金保険料と納付方法

■平成25年4月分からの国民年金保険料が決定しました  
【保険料】平成25年度…月額15,040円

国民年金保険料は、日本年金機構から4月上旬に送られてくる「納付案内書」などによって、毎月の保険料を翌月の末日までに金融機関（ゆうちょ銀行を含む）または、コンビニエンスストアで納めてください。

## ■便利でお得な口座振替も利用できます

当月分保険料を当月末に引き落とす口座振替を希望された場合、月々50円が割引されます（早割制度）。口座振替で6ヶ月、1年前納を希望される場合には手続きが必要です。

※その他、クレジットカードによるお支払いもできます。詳しくは、お問い合わせください。

## ■大変お得な前納制度

国民年金保険料は、翌年3月分までの期間または定められた月数について前納すると、保険料の割引があります。

### 【平成25年度保険料1年分を前納した場合】

（毎月払い）15,040円×12ヶ月＝180,480円  
（前納納付書で1年分を納付）……177,280円

3,200円の割引！

### ◎問い合わせ先

日本年金機構佐賀年金事務所

☎31-4194

神崎市役所 市民課

☎37-0115

## 交付しています

### 福祉タクシー利用券

重度心身障害者（児）の生活圏の拡大や社会参加の促進を目的に、在宅で次の障害者手帳をお持ちの方を対象に交付しています。

#### ○対象者

- ・身体障害者手帳1級、2級
- ・療育手帳A
- ・精神障害者保健福祉手帳1級
- ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳Bの各障害者手帳をお持ちの方

※自動車税（普通、軽自動車）の減免を受けられている方は助成対象外です。

※所得制限があります。

○必要なもの 印鑑、障害者手帳

#### ◎交付場所・問い合わせ先

神崎市役所 高齢障がい課 ☎37-0111

千代田支所 総合窓口課 ☎44-3071

脊振支所 総合窓口課 ☎59-2111

### はり灸等施術券

70歳以上の方の心身の健康保持を目的に交付しています。

#### ○交付枚数 年間18枚

施術1回につき1,000円分を助成

#### ○必要なもの

印鑑、本人と確認できるもの（運転免許証など）

#### ◎交付場所・問い合わせ先

神崎市役所 高齢障がい課 ☎37-0111

神崎市役所 総合窓口課 ☎37-0116

千代田支所 総合窓口課 ☎44-3071

脊振支所 総合窓口課 ☎59-2111

### ◎問い合わせ先

神崎市役所 税務課 ☎37-0114

神崎市役所 税務課、千代田支所 総合窓口課

- ◎必要なもの
  - ・印鑑
  - ・本人確認ができる公的身分証明書（運転免許証など）
- ◎代理人の場合
  - 委任状および代理人の公的身分証明書（運転免許証など）
- ◎借地借家人等の場合
  - 賃貸契約書など
- ◎（有償の賃貸借で対象となる土地・建物が明確なもの）

### ○場

○場 所 神崎市役所 税務課、千代田支所 総合窓口課

○場 所 神崎市役所 税務課、千代田支所 総合窓口課

○場 所 神崎市役所 税務課

○場 所 神崎市役所 税務課

○場 所 神崎市役所 税務課

○場 所 神崎市役所 税務課

### ○場

○場 所 神崎市役所 税務課

## 「固定資産課税台帳」は 縦覧・閲覧できます

### 縦覧

自己の資産と他の固定資産の評価額を比較することで評価額が適正かどうかを確認することができます。

### 縦覧

自己の資産と他の固定資産の評価額を比較することができます。

